

2019.1.25
第76号

家庭問題情報誌 小あみりお

編集・発行
公益社団法人 家庭問題情報センター
PHONE / 03-3971-3741



《目次》

平成家族考76《21世紀こそ『子どもの世紀』の実現を》1～3頁
アラカルト《FPICの情状鑑定について》4～5頁
海外トピックス《アール・ブリュット・ジャポネ展》6～7頁

◆平成家族考 76

21世紀こそ『子どもの世紀』の実現を

～FPIC創設期を振り返り、当事者支援について考える～

《FPIC設立25周年記念講演》

講師 若林昌子 公益社団法人家庭問題情報センター前理事長

FPICは、平成30年3月31日で設立25年となりました。この間FPICは定款に掲げた家庭問題の相談、面会交流、後見、ADR調停、養育費相談等の事業を展開、発展させてきましたが、25年の経過の中で社会の変化、価値観の多様化等により、子育てや家族の在り方も変化し、それに対応した当事者支援を行って参りました。子どもとの関係では離婚等に伴う子どもの問題、面会交流、未成年後見の事業を行っていますが、「子どもの最善の利益を図る」ためのよりよい支援についてはまだ課題もあります。本稿は平成30年6月、6年間FPICの理事長としての職務を完遂された前理事長が第8回定時総会で行った退任に当たっての記念講演の抄録を掲載したものです。

1 はじめに

エレン・ケイ (Ellen Karolina Sofia Key 1826-1926) の名著、『児童の世紀』は、1900年の出版当時における教育思想論の根底に子どもの権利論を展開し、世界的な注目を集めました。20世紀は、「子どもの世紀」の実現をとの彼女の願いは、1948年に漸く世界人権宣言、1959年に児童の権利に関する宣言などの積み重ねにより、人類の英知の象徴として1989年11月20日国連総会第44会期において全会一致による『子どもの権利条約』採択に至ります。丁度、条約採択後30周年を迎える現在、全ての子どもに「子の最善の利益」は実現しているのでしょうか。私たちは子どもの権利条約の基本理念の現実化に向けて何を成すべきでしょうか。

1987年、FPICの前身である東京ファミリーカウンセラー協会（以下、TFCAと略称）は、家庭裁判所調査官OBの経験を社会に還元することを目指し、家庭問題に対する行動科学の専門性による当事者支援を目的とする民間組織として誕生しました。このTFCA

の創設に尽力された先輩たちの先見性、専門性による当事者支援の理念には深い感銘を覚えます。その後、TFCAは1993年に家庭問題情報センターとして社団法人化、2011年に公益社団法人化の歴史を重ね現在に至ります。

今、少子高齢化社会の到来とともに、家庭問題に対応する当事者支援は試練の時代を迎えています。そこで、FPICの現状分析・今後の在り方の検討は、今の時代の要請に応えるために緊急の課題であり、目下、FPICでは組織的課題として検討されています。そこで、この時代的ニーズに対応する当事者支援について検討する前提として、FPIC創設期の基本的理念について振り返り、当事者支援の基本的問題の所在及び課題について考えてみたいと思います。

2 FPIC創設理念の先見性と専門性

(1) TFCA創設の基本的理念

1987年、当時の東京家庭裁判所の野田愛子所長は、家事調停委員として活動している元家裁調査官に対し、「家庭や子どもの問題に悩む現代の家族に

この冊子は、宝くじ[®]の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



専門的な支援を行う相談室を作ってはどうか。」と提案され、沼邊愛一元家庭裁判所調査官研修所長を代表として元家裁調査官23人によってTFCAとして誕生しました。

この時代背景をみると、家庭裁判所制度創設の流れと関係していることに行きつくことができます。家庭裁判所は、憲法理念の具体化として誕生し、裁判所本来の司法機能に加えて福祉的機能も担うことになりました。その制度的具体化として家裁調査官制度が設けられました。最高裁によって、「家庭に光を、少年に愛を」との標語が提唱されたことが象徴的です。家庭裁判所創設理念の実現に向けた家裁関係者の熱い願いは、その後も引き継がれ、TFCA誕生の原動力となったのではないのでしょうか。つまり、家庭裁判所制度創設はアメリカの司法制度から強い示唆を受け、当時の国際的潮流を意識した先進性を実感することができます。この時代背景はTFCA誕生に大きな影響を与えたと考えられます。

1993年に開催された「家族法と子どもの人権世界会議(第1回)」(First World Congress on FAMILY LAW AND CHILDREN'S RIGHTS)において、野田愛子先生は、「日本の家庭裁判所調査官制度について」報告されました。参加者1000人を超える世界の法律家に深い感動を与えられ、この国際会議は私にとっても生涯忘れることのできない経験となりました。このように、TFCAからFPICへの移行期は、日本における家庭問題に対する司法機能と当事者支援機能について国際的潮流の影響を受けながら成長したといえることができます。

(2) 家裁調査官の専門性による社会貢献

公益社団法人としてのFPICの目的は、「人間関係諸科学を活用して家庭問題の解決、児童の健全育成、高齢者等の福祉の増進及びこれらの普及啓発に資する事業等を行い、よりよい社会の形成の推進に寄与すること」(定款3条)です。この崇高な社会貢献の目的をめざす専門性及び公正性が、FPICの組織的原点であるといえることができます。家裁調査官の専門性について、社会の構造的変化による家族の変貌を視野に、時代的要請に向き合うことが避けられないと考えられます。

先に触れましたとおり、家裁調査官は家庭問題の本質的要請から家事・少年事件に対する固有の司法機能として、福祉的・後見的機能が求められ、それを担うため単なる行動科学の専門性ではなく、司法機能における福祉的機能としての役割を求められています。この趣旨から、FPICの当事者支援はその公正性を導くことができます。当事者支援の専門性・公正性による信頼性確保は、「子の最善の利益」の適正な実現につながります。

3 当事者支援の現状—基本的問題の所在

(1) 当事者支援を支える子どもの権利条約の共有化
当事者支援の専門性の質が問われるのは、専門性

の質は当事者支援の質に連動するからです。そこで、当事者支援の質の確保のために子どもの権利条約の基本的理念について再確認し共有することが、その中核的課題だと考えます。

子どもの権利条約は、あらゆる差別の禁止(2条)、子の最善の利益確保(3条)、生命・生存・発達への権利(6条)、子の意見の尊重(12条)を基本原則としています。条約のこの基本原則は、締約国、父母はもちろん、子どもに関わるすべての関係者にとって指導理念です。

特に、父母と国の養育責務について、その本質的關係を確認することが求められます。つまり、子どもの成長・発達する権利(6条)を基本に、家庭における養育を尊重し、父母の共同養育責任、その私事性を優先原則(18条1項)とします。そのうえで、締約国に対し父母の共同養育責任の実現を確保するために私事性の支援責務、養育の危機に対する保護・介入(18条1項・2項・3項・19条・9条・20条)を責務とし、子どもの発達する権利の実現に父母と国の責務を重層的に構築しています。

次に、「子の最善の利益」原則については、社会福祉機関、裁判所、行政、立法機関など子どもに関わるすべて活動において優先考慮原則とすること(3条)、そして、必然的に父母の養育責任においても優先考慮原則とします(18条)。

さらに、子どもの意思の考慮・尊重原則は、子どもの人間としての尊厳の尊重であり、「子の最善の利益」考慮の根拠でもあるわけですが、実務上問題となるのは、子どもの主観的意思と子の客観的利益の相反するとき、どのように判断するかという問題です。理論的にも研究され様々な見解があります。最近、ある研究会で子どもの代理人実務からの注目すべき指摘に出会いました。つまり、子どもの意思と客観的子の利益の相反する事態は生じないという指摘です。子どもの心情、客観的子の利益は関係性により形成され、相互の真意の理解、情報共有などのプロセスにより、真の「子の最善の利益」が具体化され、その過程で客観的利益も子の心情も合致するという指摘です。この指摘は、家裁実務での経験からも共感できます。理論的にどのように考えるべきか今後の理論的展開に関心をもつものです。

このように、子どもの権利条約の基本原則は、子どもに関わる当事者支援において、支援活動を支える明解な原理原則を示唆してくれる拠り所ではないでしょうか。

(2) 「子の最善の利益」実現の公事性—公的財政支援

子どもの貧困が言われて久しいのですが、先進国であるはずの日本の現状は残念にも低迷状態であるといわざるを得ません。子どもの貧困問題は、子どもの成長・発達する権利保障の視点から避けることのできない緊急の課題であり、貧困対策は子どもの虐待予防に最も効果的であると考えられます。

子育てに関する公的支出（児童手当等の現金給付、保育サービス等の現物給付、児童控除等の税制上の措置の合計）をみますと、2013年の各国比較で、日本はOECD諸国33か国中25位であり、EU諸国平均と比較しますと、日本の公的支出はEU諸国の2分の1程度に過ぎません。特に、日本の女性の就労環境の厳しさから、親が就労している場合のひとり親世帯の貧困率は、OECD諸国の中で日本が突出して最下位の現状です。

当事者支援の現場で痛感する難問は、当事者の費用負担です。厚生労働省委託調査研究（平成28年度）により、子どもの問題については、その公事性の視座から無償性が求められることを痛感しました。委託調査研究のテーマは、「親子の面会交流の円滑な実施に関する調査研究」であり、面会交流に限定されていますが、面会交流は子の監護関連事案の代表的な事案類型であり、この調査研究成果は当事者支援の問題の所在を顕在化し参考になります。特に、FPICにアクセスする当事者は費用の自己負担により限定的であることを改めて認識せざるを得ません。委託調査研究対象当事者は、費用の問題から解放され、あらゆる階層の当事者が全国からアクセスし、相談、親ガイダンス、ADR、面会交流援助など、全てにアクティブな傾向が顕著に感じられました。すべての子どもの最善の利益実現には、当然のことながら、当事者支援の公的財政支援の必要性は最大の課題であるといわざるを得ません。

なお、ドイツでは面会交流支援の費用について当事者支援組織に対して公的援助が制度化され、当事者は無償で援助が受けられます（連邦社会法典第8編90条）。公的支援費用額については、面会交流支援内容・時間、担当者の資格などが考慮され、年間予算の査定、監査制度などが制度化され、公正性が担保されています。

4 司法機能と当事者支援の協働

(1) 当事者支援の存在意義

当事者支援の存在意義は、父母の子どもへの養育責務について「子の最善の利益」実現を目指すべく父母の自己決定権を支え、如何に早期に合意解決を実現し、合意内容が如何に継続的に任意履行されるかを支えることにあります。つまり、その目的は子どもの成長・発達する権利を支える「子の最善の利益」の実現化にあります。父母の養育責任の履行には、養育ルールの合意形成が不可欠ですが、父母の関係性が回復することが、初期対応の課題であり、当事者間のみでは任意合意の困難な場合にも専門的当事者支援により当事者の自己決定権を支え、子の利益の実現に沿う合意解決が可能となります。

当事者類型に対応した専門的当事者支援が前提ですが、父母間で離婚紛争と子の養育問題との各固有性について認識でき、両者の分離ができると「子の最善の利益」実現を父母共通の課題として実現すること

が加速すると考えられます。夫婦関係の破綻したとき、父母としての共同養育に問題が生じたときは、子どもの養育問題について早期に合意解決することが、離婚紛争の解決にも効果的に機能すると指摘されています。なお、例外的な紛争類型の事案には、それに対応した司法機能が有効であることも当然視野に置くべきです。

早期任意解決の効果について、当事者の関係性を疲弊させないで父母の養育責任として、「子の最善の利益」志向の関係性を再生できることのみならず、真の合意解決は任意履行の確保に繋がり、「子の最善の利益」を現実化することに注目すべきです。

(2) 司法機能と当事者支援の協働

家庭裁判所の司法機能が最後の砦として控えていることが当事者支援を支えます。司法の本来の機能は判断機能・規範創造機能ですが、先に述べましとおり家庭裁判所は、本来の司法機能に福祉的機能を併有していますが、事件の係属以前・以後に関わることは司法の本質から乖離します。履行勧告制度について明文を有しますが、法の趣旨は限定的です。司法機関へのアクセス以前の相談の当事者支援、家事調停、審判、離婚判決の確定後の当事者支援が、子どもの成長過程、家族の関係性、流動性を前提に不可欠であることはいうまでもありません。

司法手続係属中も、当事者間の合意形成の余地の生じる可能性を前提に、その対応は裁判所の裁量に委ねるのではなく、任意解決優先制度の明文化が期待されます。注目すべき実務傾向として、子の引渡強制執行における心理職の活用です。直接強制において心理職が執行補助人・立会人として関与し、その結果、任意履行或いは和解などにより、「子の最善の利益」が実現しているといえましょう。面会交流事件の調停・審判係属中にも第三者機関を想定した解決が実現していることも周知のとおりです。

5 Leaving no one behind

この国連の基本的コンセプトは人類普遍の願いであり、すべてに優先してその実現を果たすべくでしょう。その一つが子どもの成長・発達する権利の保障です。

FPICは会員の社会的良心に支えられ、ささやかながら社会貢献を尽くしてきました。若い会員の入会により次世代に引き継ぐ希望を持つことができます。

当事者支援によって、「子の最善の利益」を実現する喜びは何物にも代え難いものです。FPICは子どもの成長を支える専門性・公正性の確保された当事者支援組織としての活動を積み重ねてきたと自負しています。組織として支援活動の喜びを共有でき、さらに、支援活動は自己研鑽につながる喜びを味わうことができます。社会貢献を志す多くの人々に当事者支援の喜びを伝えたいと願っています。21世紀こそ『子どもの世紀』の実現を支える人の輪が成長することを心から念願します。

F P I C の情状鑑定について

FPICは、刑事裁判、民事裁判における鑑定人の推薦事業を行っています。刑事裁判では、例えば、被告人の犯罪動機や再犯防止の方策の解明に、民事裁判では、例えば、親権にかかる事件の審理の充実に、人間関係諸科学の知識、経験が寄与できるのではないかと考えに立つものです。

会員の中には、心理検査など基礎的な研修を受け、さらに、長年、少年事件や家事事件の調査に携わり、知識と経験を蓄積した者がおります。

FPICは、ユーザーである裁判体や弁護士（弁護士）の要請に応じて、質の高い鑑定報告ができるよう工夫を重ねておりますので、この事業を紹介します。

はじめに

家庭問題情報センター（以下、FPIC）では、FPIC会員の中から鑑定人を推薦しています。東京ファミリー相談室の鑑定受案件数（平成30.3末現在）は、前身の東京ファミリーカウンセラー協会当時から通算すると、民事及び刑事事件を合計して310余件（うち6割が刑事事件）です。平成5年に現在のFPICになって以後でも280件を超えています。民事事件は、平成16年4月これまで地裁で審理していた離婚訴訟事件が家裁に移管（人訴移管）され、親権を争う訴訟にも家裁調査官の関与が可能になったため、その鑑定の必要はなくなりました。刑事事件でも、平成21年5月裁判員裁判が施行されて以後、社会の厳罰化傾向や事件の迅速処理等の影響を受けて従前より鑑定受命件数が減少してきました。そのような中でも現在のFPICの鑑定は、刑事事件の情状鑑定が主です。それも重大事件を扱う裁判員裁判の鑑定が、一般事件の倍近くに増えてきました。

1 情状鑑定とは—その実情

情状鑑定は、犯罪事実の存否に関するものではなく、量刑や処遇方法を決めるために必要な（法律とは異なる専門分野の）知識を提供することが目的とされています。基本的に、犯罪事実や責任能力に問題がない事案を対象にして、中立的な立場で行っています。鑑定には、本鑑定（裁判所からの依頼による）と私的鑑定（弁護士（弁護士）からの依頼、当事者鑑定ともいう。）の2種類があります。ただ、私的鑑定で被告人が勾留中の場合には、様々な物理的制約があるため、3で述べるとおり引き受けが難しい実情です。ただし、保釈中ならば、制約がないため本鑑定と同様に鑑定できます。

鑑定依頼の理由は、犯行動機が分からない、性格・心理状況がつかめない等があります。また対象者は理解や処遇の難しい発達途上の少年や若年成人、性犯罪その他の累犯者、いわゆる福祉的弱者等があげられます。

鑑定事項は、被告人の①資質・性格、家庭等の環

境を含めた性格の形成過程、②犯行の動機、心理過程、③処遇・更生上の参考事項（再犯及び更生への可能性）の3本柱です。かつては、①のうち知能、性格だけ、①と②だけ等の部分的な鑑定もありました。しかし、20年近く前からは①から③の全てについて解明するための包括的な鑑定事項がほとんどです。言い換えれば、資質や環境との相互関係で形成された被告人その人が、なぜその犯罪行為をしたのか、どのように問題解決する道筋があるのか、そうした一連のストーリーを科学的（心理的、社会的）に解明することが鑑定に求められていると考えます。

ことに裁判員裁判では、被告人の全体像のなかで酌むべき事情（被虐待、不遇な成育環境、障害等の一般情状）を把握するだけでなく、その個別事案のどこがどのように犯行の動機、態様、結果等に関連する事情（犯情）に具体的に影響を与えたのか、①②の関係を明らかにする必要があります。それが処遇方法に役立つことになるかもしれません。当初は、せっかく①に長時間をかけて面接、記載したのにと心理臨床の立場として気落ちしました。しかし、①は処遇にも反映される事実であり本件あつての裁判なのだとして鑑定趣旨に納得し勉強にもなりました。事例や依頼趣旨によっては、①から③の重点の置き所が異なってくるのも当然です。

鑑定方法としては、被告人との面接（心理検査を含めて8回～10回）と心理検査、それに観察と資料読みです。被告人との面接が基本で、被告人とのラポール（信頼関係）ができた段階で数種類を超える心理検査を適宜実施します。必要に応じて家族や関係者にも面接します。被告人は予め裁判官や弁護士から説明を受けており、面接を重ねるうち次第に心を開いて、心底に溜まっていたことを話し、むしろ聴いてもらいたいと希望する人が結構います。心理検査は捜査や弁護士との面接過程にはなかった新しい切り口として、鑑定人が理解を深めるとっておきの方法（武器）でもあります。例えば、ロールシャッハでは、無意識の世界を知るだけでなく、その図版のどこが何に見えるか説明してもらう

ときは、共同作業をしているように距離関係が急に縮まるときもあり、面接では見せないような素顔、態度が見てとれます。また言葉は苦手でも描画なら自分らしさをより表現しやすい人もいます。こうして約3か月間、鑑定事項を考えながら鑑定書にまとめていきます。最後に被告人自身のまとめを聞くとともに心理検査の結果等を被告人にも説明します。鑑定人が分析・理解するだけでなく、被告人自身の気付きにつながることで処遇や今後の生き方に影響するのではと期待するからです。

2 裁判員裁判—対象事件の鑑定

一般の鑑定では、特に公判に出席要請がなければ、鑑定受命から鑑定書提出までの3か月で終わります。ところが、裁判員裁判の鑑定では、その後に公判廷で証人尋問があります。そのため受命から尋問まで、半年から9か月に及ぶ長丁場の場合もあります。尋問では、裁判員の前で、パワーポイントなどを用いて鑑定結果の要点を短時間にわかりやすく説明し、質問に答える必要があります。その証言・資料が裁判の証拠になります。鑑定人自身が内容を十分に消化できているか、正確に伝わるようにプレゼン能力を発揮できるかにかかってきます。傍聴席には、遺族・被害者側も、被告人の例えば虐待親もいるかもしれません。しかし、鑑定人としては鑑定結果を誠実に伝えることが大切です。

少年や若年成人の場合、家庭内での被虐待経験、学校生活の不適應経験、障害等による二次被害で劣等感に苦しむ被告人が大半といってもよいでしょう。必要な自己主張がうまくできずSOSにも気付かれず、相談相手や解決の手立てもないままストレスがたまりにたまって衝動的に大きな事件に発展してしまいます。愛着形成も心の安全基地の充足感も経験せずに他人を信じたり頼ること自体が難しいなかで、適應しなければならぬ現実に迫られての事件です。「家庭内でずっと虐待の被害者だったのに、親に危害を与えた本件だけを切り取って、加害者扱いされるのは納得いかない」と主張する被告人もおり、それなりに一理ある言い分ではあります。自分の被害体験を十分に聴いてもらってからでないと、加害を与えた相手の立場になってその痛み無念さを我がこととして共感・反省する気持ちにはなれない様子で、相応の時間と教育、支援を要するようです。

裁判員裁判施行後にFPICが受理した鑑定件数を見ると、全体の5割が少年と20代前半の若年成人の合計で、その中の6割近くが裁判員裁判です。この若い世代への処遇、教育がいかに大切な課題か、そしてFPICはそうした世代の鑑定を託されている意味、期待に応えることが大切だと

考えています。

累犯の長期受刑者は、刑務所出所のたびに、IT化する日常の社会生活や価値観の変化について行けず、就労先や家族からも疎遠になり、世間の目を常に過剰に意識しながら生活せざるを得ないと嘆いています。客観的に見ても社会適應や更生にかなりの苦勞が伴うはずで、再犯者率（検挙人員に占める再犯人員の比率）、再入者率（入所受刑者に占める再入人員比率）が共に高いだけに、処遇上の留意事項は、再犯防止のために被告人の問題点を指摘するに止まらず、問題解決の推進力として活用できる長所や方向性など、再適應に役立つ視点を鑑定中によく観察することでしょう。その基底には被害者への感謝・反省心と自律心の裏打ちがあつてこそです。

3 東京相談室のコンサルテーションと今後の課題

FPICにはこれまで何度も、弁護人から、私的鑑定の依頼をいただきました。ところが、1で述べたとおり物理的な条件が整わないため、残念ながらお断りすることが多くありました。本鑑定と違って、私的鑑定では、多くの場合に面接時間は接見同様の1回20分程度、さらにアクリル板越し等の制約があつて、面接を深めることも必要な知能検査や心理検査も実施できないからです。これは鑑定内容にも影響してきます。

そこで、東京相談室では、今年度から試行的に、コンサルテーションを導入することにしました。コンサルテーションは、適正な刑事裁判に役立つよう公益的立場で、弁護人からの相談等ニーズにも積極的に対応する趣旨です。これまで鑑定の諾否に限ってのインテーク相談でしたが、もう少し範囲を広げて、ケースの見立て、情状鑑定の要否、受諾の可能性等に関する相談、助言などを直接面談して行います。条件が整えば本鑑定に移行する場合もあります。いわば鑑定の準備作業的な位置づけで、実績を重ねつつ定着に向けて目下工夫中です。

相談担当者は複数おり、いずれも元家裁調査官で、鑑定人の経験者ばかりです。

鑑定部では鑑定経験者でプロジェクト・チームを構成し、年3回の研究会や研修の企画、運営をしています。上記コンサルテーションもその中で検討してきました。

今後の課題としては、処遇関連の機関、団体等とも連携して情報交換や現地見学をするなど、鑑定の知見や質の向上を図ることです。例えば、刑事施設で再犯防止を基本としつつ長所や資源を生かす長所基盤モデルに立った処遇の実情、施設出所後の地域における更生支援センターや民間団体の実情についても関心のある分野です。

アール・ブリュット・ジャポネ展

ユニークな構図や色彩の芸術作品に触れ、ほとぼしするような情熱に心打たれ、発想の源に想いを馳せることがあります。今回は、精神障害者による芸術作品の独特な創造性に着目した「アール・ブリュット」の歴史や、創作活動への光の当て方について、精神科医で当法人顧問である阿部恵一郎さんに紹介していただきました。

はじめに

2020年には東京オリンピック・パラリンピック、そして次は2024年パリ大会と続きます。東京都とパリは姉妹都市提携をしており、2018年に「パリ東京文化タンデム2018」と題した友好事業が展開されています。そうした事業の中に、東京都がパリ市立アル・サン・ピエール美術館で行うアール・ブリュットの展覧会があります。日本人の精神障害者が描いた絵画がパリで展示されています。何故、フランスで開催されているのでしょうか。そうしたお話をしようと思います。

1 アール・ブリュットについて

アール・ブリュット(art brut)とは、フランスの美術家ジャン・デュビュッフェがつくった言葉で、翻訳すると「生の芸術」となります。brutという単語はワインやシャンパンのラベルに見ることがあると思います。日本酒なら「生一本」という場合の「生」と同じような感じですが。アール・ブリュットは、「アカデミックな美術の訓練や教養とは無縁で、人間の生の根源からやむにやまれぬ衝動に従って溢れ出てきたような造形や創造」と最近では定義されていますが、第二次世界大戦後間もない頃、デュビュッフェは3つの特徴を挙げています。①抑えきれない内的必要性②長期間にわたる精神病院収容、あるいは社会的に疎外された状況にあるために文化芸術の決まり事を知らない。そのために最も「ありふれた」材料を用いている、③アートマーケットに対して無関心。

最近の定義とデュビュッフェのそれとは大きく違う気がします。精神科治療薬の進歩によって長期間にわたる精神病院収容が少なくなってきました。アトリエでの制作活動は以前にくらべて多くなりました。そしてアートマーケットに対して無関心ではなくなっています。現在では、患者さんではなくアール・ブリュットの作家と呼ばれ、作品に値段が付けられるほど評価されている作品もあり、アートマーケットに参入してきたと言えます。

2 アール・ブリュットの歴史

20世紀初頭に精神障害者の造形芸術の特殊性を論じた精神科医がいましたが、ヨーロッパ中の精神病院から作品を精力的に収集したのが、H. プリンツホルンでした。精神病院で発見された作品から、これまで知られなかった表現様式が知られるようになり、美学

的な追求の本質的要素として、創造に対する衝動の強さと作品の真実性が注目されるようになりましたが、プリンツホルンのコレクションはナチによって退廃芸術とされました。デュビュッフェもたくさんの絵を収集し、1947年パリでウォルフ、アロイズなどのコレクションの展覧会を開き、1949年に『伝統的な芸術に評価されたアール・ブリュット』というテキストも発刊しました。1951～1962年にこのコレクションはニューヨークに運ばれ、1962年にデュビュッフェのキャンペーンが再評価され、1964～1973年にはアール・ブリュットの魅力的な斬新性が知られるようになっていきます。1967年のパリ装飾美術館での展覧会に集められたコレクション(135人による4千点以上の作品)はローザンヌ市に寄贈され、アール・ブリュット美術館が開設されました。1972年にロンドンで展覧会を開き、ここで《アウトサイダーアート》という言葉(これはR. カーディナルの造語)も使われるようになりました。

3 日本におけるアール・ブリュット

ヨーロッパで広まった精神障害者の芸術がアール・ブリュットやアウトサイダーアートという言葉と共に認識されるようになったのは1960年代からです。日本における精神障害者の芸術は戦前からありますが、アール・ブリュットという用語が紹介されたのは、1954年に瀧口修三が『美術手帖』10月号にデュビュッフェと共に「ラール・ブリュ」として書いたのが初めてでしょう。日本でアール・ブリュット、あるいはアウトサイダーアートが興味を持たれるようになったのは、1993年7月～8月まで東京の世田谷美術館で開催された「パラレルヴィジョン」、その翌月から開催された「日本のアウトサイダーアート」展からです。日本における障害者や幻視者の作品が紹介され、小笹逸男、草間彌生、古賀春江などの作品が展示されました。1993年はアロイズ展が開催された年でもあり、日本のアウトサイダーアート元年と言えます。この頃はアール・ブリュットと言うよりも、アウトサイダーアートのほうが頻用されていたように思います。日本に衝撃を与えた「パラレルヴィジョン」展は、インサイダー(所謂芸術家)とアウトサイダーの作品をパラレルに展示する意味でした。私は今でも覚えているのですが、この展覧会でゴッホはアウトサイダーの側にありました。

コリン・ウィルソンはゴッホを幻視者という理由でアウトサイダーとしましたが、デュビュッフェはゴッホを既成の芸術家と捉えています。ゴッホが精神障害に罹患していたことはよく知られています。

日本ではアウトサイダーアートやアール・ブリュットという知的障害者、精神障害者あるいは精神病患者が精神病院内におけるアートセラピー（芸術療法、クリエイティブ・セラピーの一種）などで描いた絵画と思われることが多いのですが、最近はもっと幅広く、独学で孤独に作品を作り続けた人達、刑務所などで初めて絵画に取り組んだ人達などの作品も含むこともあります。そうした例をひとつ紹介しておきましょう。2016年4月から8月まで広島県にあるクシノテラスで開催された「極限芸術2 死刑囚は描く」です。42名の死刑囚の絵が集められていて、そのうち1人だけが拘留所収監前に専門的に絵画の勉強をしていたようです。念のために言っておきますが、アール・ブリュットの作家たちの作品とは著しく違うものでした。

4 アール・ブリュットの変化

アール・ブリュット美術館の初代館長だったM. テヴォは、次のように書いています。「こう言えば皮肉と思われるかもしれないが、かつてアール・ブリュットの黄金時代があった。それは、犯罪者ではないが変質した患者を悉く精神病院に送り込んだ頑迷な精神医療の時代であった。」精神科治療薬の登場が、創造する能力の衰退を招いたのでした。芸術の治療的効果を尋ねられたデュビュッフェは、狂気が回復するようにと願うのではなく、狂気を勇気づけるのだと答えました。「狂気があるところなら何処にでも、私は駆けつける。それが私の興味をかき立てるのだから」と。

私もしばしば精神障害のある患者さんに描画をしてもらいますが、症状が落ち着き治癒に向かうと描画が魅力的でなくなるのを何度か経験しました。患者さん自身もそのことを感じるようで、「症状が治ったから薬を減らすのではなく、芸術的な絵を描きたいから減らしてくれ」と言われたことさえあります。精神科の治療が進歩するにつれてかつてのアール・ブリュットの荒々しさは少なくなっていたのでした。

5 アール・ブリュット・ジャポネ

2004年に滋賀県に開館したボーダレス・アートミュージアムNO-MAとローザンヌにあるアール・ブリュット・コレクションが提携事業を結び、2008年にローザンヌで日本人作家12人によるJAPON展（「交差する魂」）が開催されました。当初半年間の予定が、1年以上も会期を延長するほど盛況でした。おそらく、これが海外での日本人作家に特化されたアール・ブリュットの作品展示が初めて行われたものでした。この時、観客の中にいたパリ市立アル・サン・ピエール美術館(Halle Saint Pierre)のマルティエヌ館長は深い感銘を受け、彼女と日本側の連携が、2010年

3月からのアール・ブリュット・ジャポネ展の開催に繋がっていきます。63名の作家、作品数は700点を超え、当初6か月の開催期間だったのが9か月に延長され、12万人が来場しました。この時のカタログに、「裂け目」としてのアール・ブリュット」と題する一文をマルティエヌ館長は寄せています。「この展覧会に一堂に会した約60人の創造者たちは、そのほとんどが、精神障害のために施設にいるか、施設に通っている人たちである。自閉症、トリソミー（染色体異常の一種）といった様々な病気におかされた彼らは、知的障害を被り、社会の文化的要求にうまく適合できない。彼らは、自身の奥底から自らのテーマ、表現方法を引き出し、原初かつ究極の創造を経験した人たちである」と。そして2010年の「アール・ブリュット・ジャポネ」が終了後、日本各地を巡回して広く知られるようになりました。

現在パリで開催されているのがアール・ブリュット・ジャポネⅡです。期間は2018年9月8日～2019年3月10日までの184日間、場所は前回と同じパリ市立アル・サン・ピエール美術館、出展する日本人作家52名、作品点数は約640点です。催し物自体は8年前と似ているのですが、実は大きな違いがあります。それはアール・ブリュットの担い手とアートマーケットのことです。

6 精神科医の感慨

プリンツホルンやデュビュッフェが精神障害者の芸術に関心を持ち、その後医療では精神病理学と芸術療法が展開されていきますが、1990年以降は医療よりも福祉施設で活発になっていきます。日本の現状では精神疾患の中でも統合失調症などの精神病は精神病院、知的障害者の多くは福祉施設に通所や入所しています。日本のアール・ブリュットは障害福祉と共に進んでいるようです。しかも日本財団や東京都などからの助成を受け、アートマーケットの面でも、芸術療法として医療の領域が行う絵画制作とは明らかに違ってきています。最近訪れたローザンヌの美術館では統合失調症者の絵画が詳しい病歴と共に展示されました。日本の展示ではアール・ブリュットの作品に氏名や病名を伏せる傾向があります。友人が送ってくれたジャポネⅡのカタログには作家の氏名は掲載されていても詳しい病歴はありません。これも障害をもつがゆえの配慮かもしれません。日欧の差なのでしょう。

<参考文献>

- M. テヴォ『アール・ブリュット、精神病と霊媒』パリ、La Différence、1990年。
- H. プリンツホルン『狂気の表現』パリ、Gallimard、1984年。
- J. P. クラン『芸術療法』クセジユ文庫、阿部恵一郎他訳、第4版2002年。

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<http://jla-takarakuji.or.jp/>